平成２８年（フ）第７７０号
千葉県流山市前平井119番地（運Ｂ141街区５）701
破産者　西村　　建
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７８８号
千葉県松戸市栄町６丁目436番地の５　フジコーポ102号
破産者　佐藤　　桂
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１４０号
千葉県野田市平井138番地
破産者　吉野　貴仁
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１９５号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目11番80―104号
破産者　内田　和政
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第９３００号
神奈川県相模原市中央区中央４丁目10番５号司ビル
破産者　首都圏株式会社
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４号
静岡県藤枝市藤枝５丁目10番５号
破産者　有限会社ヒノヤ
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１８号
静岡市駿河区向敷地362番地の５
破産者　望月建工株式会社
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１８４号
大阪市淀川区田川２丁目１番５―1202号
破産者　株式会社フィールド
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２０１号
大阪市浪速区日本橋東３丁目７番７号
破産者　システムライフサービス株式会社
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２２２号
大阪市生野区巽北３丁目３番５号
破産者　大進金属工業株式会社
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２９号
大阪市生野区小路東２丁目３番27号ＳＩハイツ大阪Ⅰ
破産者　株式会社松本設備コンサルタント
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５６号
大阪市北区天神橋２丁目１番25号外和田ビル１階、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天神橋２丁目４番14号
破産者　株式会社うまく買ってね
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２９号
大阪府柏原市国分本町１丁目１番１号
破産者　株式会社友栄電機
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目24番32―515号
破産者　株式会社エクボ
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４１号
鳥取県鳥取市商栄町230番地２
破産者　有限会社浜村建設
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０９号
徳島県徳島市雑賀町西開11番地２
破産者　さくら環境都市建設株式会社
1　決定年月日　平成29年７月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０１号
東京都八王子市上柚木２丁目63番地９―403、破産手続開始決定時の住所東京都町田市小山田桜台１丁目11番地61―１
破産者　新　　百代
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３１１号
神奈川県座間市栗原1263番地の27、住民票上の住所東京都町田市金森２丁目24番15号
破産者　磯部　俊彦
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２３３号
東京都町田市金森633番地
破産者　有限会社三昌工業
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３３０号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅28棟302号
破産者　本多　　豊
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部